

## 平成 21 年度 第 3 回機関保証制度検証委員会 議事要旨

1. 日 時 平成 22 年 3 月 18 日 (木) 10:00~12:00

2. 場 所 グランドヒル市ヶ谷 3 階 翡翠

### 3. 議 事

(1) 平成 21 年度機関保証制度検証委員会報告書 (案) のとりまとめ

(2) その他

### 4. 出席者

(◎委員) 50 音順

阿部委員、尾山委員、白井委員、宗野委員、藤村委員、三隅委員(委員長)、

(○機構)

石矢奨学事業部長

(△文部科学省)

下間学生・留学生課長 (オブザーバー)

(□日本国際教育支援協会)

井上理事長、大森機関保証センター長

### 5. 議事概要

(配布資料に基づき、事務局及びアクセンチュア株式会社から説明)

◎委 員：回収強化策に伴う回収率の改善の影響が、前回提出した試算より総じてよい結果が出るということである。ただ、データの数が少ないということと、まだ正確には反映できていない部分も多少はあるので、そのような不確定要素を考慮すると、ご提言の内容、報告書のまとめとしては、前回提出した試算と大きく変わらないということで受け取ることになると思う。

◎委員：今年度の報告書としては、まず制度の見直しに係る内容として当面モニタリングを続けていくということと、行方不明者の取り扱いについての合意内容についての評価と、大きくこの 2 点に分けて報告書にはまとめられているが、この内容についてご意見等をお願いしたい。

◎委員：代位弁済請求基準の内容については、まず住所・居所に対して連絡を取り、その上で、連絡がつかない場合は第三者に確認すること。その場合に、住民票の住所にはいないということも考えられることから、協会側としても、やはり納得がいかないと思うので、その件に関しては、債権回収業者等が調査を行うこと。

本人がいないということの証明は、現実的には難しいので、住民票や親などの第三者に聞いた所に行って、本人がいるということの裏付けが取れなければ、基本的にはいないとみなして処理していくのが、一番合理的な判断基準だと思う。

◎委員：今年度の本委員会の報告書では、この検証結果については、昨年度との比較及びその結果として、まだ制度を変える時期ではないという意見を確認することと、住所不明者については、この合意内容で委員会としては認め、確定したいと思う。

では、現時点では、この内容を認めることにしたいが、この後多少修正の必要等があった場合には、事務局および委員長に一任ということで、お願いしたい。ただ、委員の皆様方に事前にご相談の方がよいというものがあった場合にはご相談をするが、ご相談するかしないかの取り扱いも含めて、すべて委員長一任ということでお願いしたい。それでは今年度の報告書案を承認したいと思う。

今年度の議事を踏まえて、ご意見等あれば、お願いしたい。

◎委員：現在の保証料率の水準は、民間の常識からすると非常に低すぎるので、これですと収支相償ということはあるので、どこかで引き上げるタイミングが来ると思っている。その際に、奨学生間の公平性の観点から、あまり急激に上げることは望ましくないもので、奨学生間の不公平が起きないように適時適切な見直しをご検討いただければと思う。

◎委員：今後この制度の見直しが行われていくわけであるが、そのときの非常に重要な一つの視点として、このことは注意していかないといけないと思う。

それでは、文部科学省及び日本国際支援協会からご意見等あればお願いしたい。

□協会：機関保証制度は、安定的に確実に推移をすることが非常に重要であると考えている。今

の報告書の中でも、国際教育支援協会に対しては、求償権についての要請・要望も出されているので、検討していきたいと思う。

もう一つは、昨今の厳しい経済状況で、奨学生が卒業後就職できるか、奨学金を返還できる状況にあるかということも見ていかなければいけないと思っている。いずれにしても、機構と連絡を密に取りながら、また委員の先生方のご意見・ご指摘を得ながら、事業を安定的に推移させていきたいと思っている。

保証料率の引き上げの可能性についても、いつも考えておかなければならないと思っている。

◎委員：奨学金制度の返還については、やはり機構と協会が車の両輪として、支え合っていくことが大変重要だと思う。

△文科省：昨年の報告書で、データの精度等の観点から、今後 3 年程度は現行保証料率の水準を維持しつつ、回収強化策の実施の推移等をみて、健全かつ持続性のある制度について、ご検証を賜るということであったが、本年度の報告では、継続的にモニタリングをということである。これから徐々にデータの精度も上がり、回収強化策の検証も一方ではなされているので、その点からも十分な積み上げが期待できるところである。そうした中で、保証料率が現行水準で持続的に実施していけるかどうかということは、課題でもある。奨学金制度の本来の趣旨から言えば、保証料率はなるべく低廉で学生に対する負担が少ない方がよいわけであるが、一方において、この制度の収支相償という観点から、引き続きご検証を賜りたいと考えている。

また、この報告書の中で、機構に対してはさらなる代位弁済率の改善、また、協会に対しては代位弁済後の求償権解消に関わる具体的な対応策と回収促進の推進といったご指摘も頂いている。これについて、双方でまたご努力をいただき、進めていただきたいが、その中で、一点申し上げるとすれば、この委員会の検証の内容として、代位弁済の適正な実施についての検証という部分がある。その点では、機構には引き続き適切に代位弁済請求を行っていただき、協会については、これまで必ずしも円滑に代位弁済請求が進まない時期もあったので、代位弁済の実施において課題が生じた場合、両機関で適宜見直しを行い、速やかに所要の措置を講ずることを、委員会としても期待をされているわけであるので、この制度は機構と協会それぞれの対応が相まって、持続的かつ健全に実施が可能となるものである。

制度創設当初の文部科学省の期待としては、可能な限り機構において回収努力を行い、その努力の結果として、難しいものについては、速やかに協会においてこの代位弁済を進めていただくということが、制度本来の私どもの想いであった。この制度が今後とも引き続き円滑に実施ができるように、双方に対しては両機関で十分な相談をしていただきながら、また文部科学省としても、そのことに対して必要なことがあれば、対応したいと考えている。

◎委員：やはり両機関で密接な協力、制度の円滑な実施ができるように、今後議論なり制度の改革がされていければと思う。

○機構：機関保証制度は平成 16 年度に創設されまして、制度開始から 6 年が経とうとしている。しかし、制度はいまだ成熟しておらず、様々な課題を抱えており、機構としては、保証機関である日本国際教育支援教会とともに、本委員会での各委員の皆様方のご意見に基づき、さまざまな施策を講じ、機関保証制度が円滑に機能し、奨学金事業がいっそう充実するよう全力を尽くす所存である。

機関保証制度の妥当性等の検証については、今年度だけでなく毎年度検証することとなり、来年度の検証委員会の開催日は未定であるが、機関保証制度の改善・充実のため、来年度においても、皆様からさまざまなご意見等を頂きたいと思っている。

(終了)